

会報 木の国わかやま

Land and House Investigator Wakayama

Vol. **80**
2024.01.01



「南部小学校」



和歌山県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

CONTENTS

ごあいさつ

和歌山県土地家屋調査士会	会長 服部 正		1
和歌山地方法務局	局長 夏見 聡		3
(公社)和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	理事長 吉田 秀幸		5
和歌山県土地家屋調査士政治連盟	会長 長岡 史郎		6

情報の広場

相続土地国庫帰属制度		7
地方法務局からのお知らせ		9

報 告

表彰	広報部		11
----	-----	-------	----

部会だより

総務部	総務部長 小柳 拓也		12
財務部	財務部長 松本 光弘		13
業務部	業務部長 澤本 明治		14
広報部 広報部の活動	広報部長 角 光弘		15
広報部 スポ GOMI 大会への参加	広報部長 角 光弘		16
研修部	研修部長 和田 武志		17
境界問題相談センターわかやま			
境界問題センターわかやま	センター長 島本 俊幸		20
寄附講義委員会	副委員長 仲谷 雅弘		21

支部だより

和歌山支部	支部長 山下 隆士		24
紀北支部	支部長 北脇 一男		25
有田支部	支部長 金丸 充		26
御坊支部	支部長 金崎 守哉		27
田辺支部	支部長 福本 和哉		28
新宮支部	支部長 西 博之		29

投 稿

企画実現に向けて	副会長・寄附講義委員会 委員 西端 俊彦		30
----------	----------------------	-------	----

事務局だより		32
--------	-------	----

新入会員紹介		33
--------	-------	----

広 告			
-----	--	--	--



新年の御挨拶

和歌山県土地家屋調査士会

会 長 服 部 正

“新年 あけましておめでとうございます”

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、会務運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に左右されてきた会務運営もようやくコロナ前の状態に戻り、集合形式の会議や研修会、懇親会も増えて参りました。しかしながら、WEB会議システムを利用した会議や研修会についても、有効に活用して経費の削減に繋がっています。

さて、今年の4月1日より相続登記の申請義務化がスタート致します。我々土地家屋調査士においては、直接的な業務に関係はないかもしれませんが、国民から相談を受けるような場面が増えるのではないかと思います。それに関連して表示に関する登記も以前から申請義務化されていることを

もっと国民にアピールしていきたいと考えています。

土地家屋調査士を取り巻く環境は、以前のような表示に関する登記業務だけではなく、14条地図作成作業や地籍調査事業、また筆界を明らかにする業務の専門家としての筆界特定申請や筆界調査委員の業務があります。昨年からは始まった所有者不明土地・建物の財産管理人制度や相続土地国庫帰属制度における我々の関わり方を益々増やしていくべきと考えます。又、防災・減災の観点から緊急車両の通行や避難路の確保のために、狭あい道路の解消は市や町と共に積極的に進めていかなければならない事業の一つであると考えます。本来の表示に関する登記業務に軸足を置きつつ、こういった新しい業務に取り組んで参りたいと思います。関係機関や会員皆様方のご支援・ご協力をお願いしたいと思います。

又、昨年は初めての出張寄附講義を南部小学校の4年生の児童に対して行いました。西端副会長のお骨折りで実現したものです。私も参加させてもらいましたが、な

かなか子供たちの反応が良かったように感じました。大成功だったと思います。今後も中学校や高校、専門学校などで寄附講義を進めていきたいと思っています。

それから、ホームページのリニューアルによる会員専用システムの利用についても、役員・事務局職員とも少しずつ慣れてきて便利なシステムであることを実感できるようにまでなってきました。今後益々、情報の発信、共有に努めていきたいと考えています。

最後になりましたが、長年にわたり私たちの会務運営に携わって頂きました玉置事務局長さんが退職を迎えることになりました。事務局のことでわからないことがあれば、なんでも玉置さんに聞いて助けていただきました。本当にありがとうございました。しばらくの間は何かとご面倒をお掛けすると思いますがよろしくお願いいたします。

結びに当たり会員・事務局職員の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。





新年の御挨拶

和歌山地方法務局

局長 夏見 聡

新年あけましておめでとうございます。

和歌山県土地家屋調査士会会員の皆様にとりまして、本年も充実し、実り多い1年となりますようお祈り申し上げます。

また、平素から、不動産の表示に関する登記を始めとする当局の業務運営に対しまして格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本国内では、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、国民生活がコロナ禍前に戻りつつあり、人の流れなど社会経済活動が活発化し、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な経済社会の構築が求められる「時代の転換点」とも言える時期を迎える中、新年を迎えました。

このような中、法務局は国民の社会経済活動等の基盤となる業務を担う行政機関として、社会経済情勢の大きな変化の中で生ずる新たな行政需要にも的確に対応し、国民の期待に着実に応えていかなければなりません。

特に、法務局の基幹業務である登記事務を円滑に運営するためには、皆様の協力が必要・不可欠となります。引き続き、貴会員の皆様方と法務局が連携して登記行政を推進してまいりたいと考えておりますの

で、よろしくお願いいたします。

ここで、最近の当局の表示登記に関する各種の取組等について、誌面をお借りしてお伝えさせていただきます。

はじめに、登記所備付地図作成作業についてです。法務局における登記所備付地図の作成は、表示登記における最重要課題ありますが、いわゆる法第14条第1項地図が備え付けられている割合は、全国で約58%にとどまっています。このような状況を踏まえ、法務局では、平成27年度から、登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため、従来の地図作成作業に加え、大都市型登記所備付地図作成作業及び震災復興型登記所備付地図作成作業を実施し、その拡充を図っているところです。

本年度、当局においては、従来型の地図作成作業として、和歌山市紀三井寺、三葛の各一部地域(0.377平方キロメートル、1,025筆)について2年目作業を、和歌山市手平3丁目、北中島1丁目の各全域、中島、小雑賀、小雑賀3丁目の各一部地域(0.464平方キロメートル、1,785筆)について1年目作業を、それぞれ実施しています。これらの作業の実施については、公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に受託していただいております。

確実に進められているとの報告を受けております。御尽力いただいている関係各位に対しまして、改めて御礼申し上げます。

次に、筆界特定制度についてです。会員の皆様方にも筆界調査委員として、また、申請人の代理人として御尽力いただいている筆界特定制度は、制度発足から18年が経過し、全国で、毎年2,500件程度の申請がされるなど、広く国民に認知され、定着した制度となりました。また、当局においては和歌山県土地家屋調査士会の認証ADR「境界問題相談センターわかやま」とタイアップした無料相談会を毎月開催しており、これにより、筆界特定と認証ADRの両制度が国民の皆様方に周知され、それぞれの制度の特性をいかした活用が促進されるよう期待しているところであります。会員の皆様方には、引き続き、筆界特定制度の円滑な運用につきまして御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

次に、表題部所有者等不明土地解消作業についてです。表題部所有者欄の氏名住所等が正確に記録されていない登記の解消については、地方公共団体の要望等を踏まえ、登記官が所有者等の探索を行う作業を実施しておりますが、その探索の過程において所有者等探索委員会の方に専門的な知見を基に必要な調査を行っていただいております。現在、貴会から13名の方に所有者等探索委員として調査に御協力いただいております。所有者不明土地問題の解消は、法務局として極めて重要な課題に位置付けられていることから、円滑かつ迅速に解消作業が実施できるよう、引き続き、御支援と御協

力をお願いいたします。

次に、本年4月1日から開始する相続登記の申請義務化についてです。本件は、過去に相続した未登記不動産も対象となるなど、国民生活に大きな影響を及ぼすものであるところ、本施策を円滑に遂行するためには、不動産の表示に関する登記の専門家である皆様の御協力が欠かせませんので、御支援のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、法務局における新たな取組である働き方改革推進のための法務局及び地方方法務局における窓口対応時間の導入についてです。窓口対応時間の導入につきましては、本年1月4日から運用を開始しており、窓口で対応する時間を午前9時から午後5時までとさせていただいております。会員の皆様方には、オンライン申請等を御活用いただくことにより、業務上の必要がある場合を除き、前記の時間に加えて午後4時から午後5時までの時間帯についても窓口の利用をお控えいただくよう御配慮をお願いしております。本取組の円滑な実施に、格別の御理解、御協力をお願いいたします。

最後になりますが、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家である土地家屋調査士に対する国民の信頼と期待がますます高まる中、貴会及び会員の皆様方が、国民生活の安定と向上のため、地域社会に更に貢献されることを期待申し上げ、貴会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



ごあいさつ

(公社) 和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 吉田 秀幸

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

早いもので理事長を拝命し2期3年目を迎えましたが、社員の皆様には日頃より協会の運営にご協力ご理解賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。役員一同協会の発展のために尽力してまいりますので社員の皆様の更なるご協力、ご理解の程よろしくお願いいたします。

昨年11月の全公連研修会で、土地家屋調査士制度のこれまでの経緯と今後の展望の話の日調連岡田会長、全調政連椎名会長から聞く機会がありました。これまでも調査士の地位向上、業務の拡大のために法律の文言の訂正などの活動を行ってきたことのご苦勞や、これらの活動の重要性も理解でき有意義な研修会となりました。又、現在法務局で力を入れている所有者不明土地の問題、今年4月からは相続登記の義務化など公嘱事件にも関係がある変化も起こっています。皆様におかれましても、土地家屋調査士は法律に基づき仕事ができている、公嘱事件も法律、法規によって仕事が成り立っていることをご理解いただき、その変化にも注視していただければと思います。又、公嘱協会の成り立ちでも

ある、第102回国会の公嘱協会についての審議についても、一読いただければと思います。現在公嘱協会が、公嘱事件で筆特の代理人にはなれませんが、筆特案件が増加していることも理解していますし、実際社員さんからも相談を受けています。これは全国的にも問題になっており、改善のための動きもありますのでこれらの改善のための活動など、社員の皆様におかれましてもご協力頂ければと考えています。

総会で皆様からご指摘のあった、自主事業の改善、見直しも行っていきます。公益社団法人として維持していくために県民の皆様に寄与する自主事業は必要ですが、なるべく皆様が公平に、そして、適正に行えるよう協議してまいります。以前から申し上げているように、ここにも和歌山協会の強みを生かした小回りの利く方針を検討したいと考えていますので、社員の皆様におかれましてもご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、皆様方とご家族が健康で充実した1年を過ごせますように又、協会の運営にご理解ご協力賜りますようお願いし、新年のご挨拶とさせていただきます。宜しく願い致します。



ごあいさつ

和歌山県土地家屋調査士政治連盟

会 長 長 岡 史 郎

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

新型コロナの感染拡大から間もなく丸4年になります。ウィズコロナが始まり、令和5年5月8日には感染症法上の分類が5類感染症に引き下げられ、社会経済活動がようやく本格的に再開されました。マスクを外し以前の生活に戻りつつありますが、その反面この数年で社会情勢が多様に変化しました。経済情勢は一段と二極化が顕著になり、またインボイス制度を含む税制改革が行われたことにより調査士業務にも大きな影響を及ぼすこととなりました。このような状況の為、業務の内容も以前にも増して複雑で困難な問題を抱えるケースも少なくありません。その結果、土地家屋調査士の社会的地位・スキル向上に向けて一層の努力が必要になると考えております。

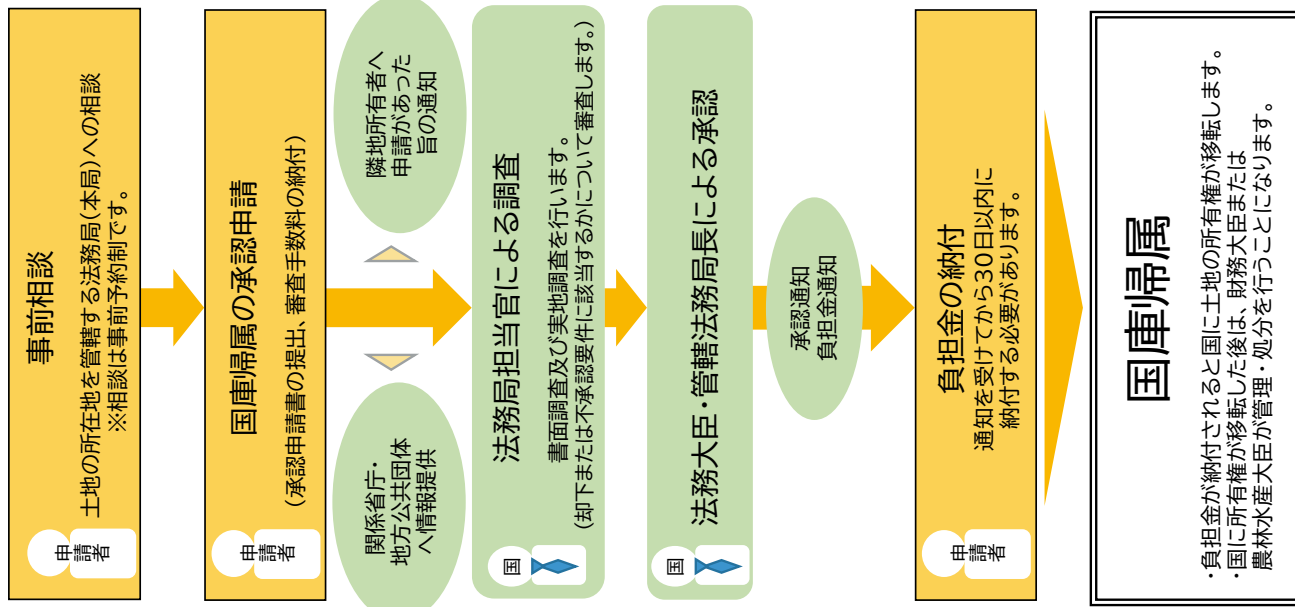
昨年は政治連盟の活動を通じて多くの調査士制度に関係する多くの問題について議論・研修を重ねて参りましたが、皆様のご協力により一応の成果・進展が見られた問題も多々あります。例えば関東では調査士業務に係る入札に最低制限価格制度が導入されるなど著しい改革がなされております。その結果、土地家屋調査士の労働環境が向上するなどの成果がみられたことから和歌山県を含む近畿地域についても速やかに制度導入を実施するよう働きかけを行っております。

また長年の課題でありました狭あい道路問題についても近年は解消に向けて官民一体となって議論が活発に行われております。令和5年10月に参加した狭あい道路シンポジウムにおいても過去の教訓から現在の政策等について議論を行うことができました。近い将来、和歌山県では南海トラフ地震の発生が予見されることから災害時の被害拡大を防止する観点からも狭あい道路解消に向けた機運が高まることは非常に喜ばしいことであります。

「政治無くして制度改革は望めない。」私はこの言葉をモットーに日々精進しております。調査士制度が不動産の安心・安全に貢献するためには、政治家との関わりは必要です。そのために政治連盟は政治活動を行っております。現在、和歌山県土地家屋調査士会会員は144人で政治連盟会員は102人です。個人の思想信条それぞれあるかと思いますが、我々の生業の基盤となる土地家屋調査士制度の充実と土地家屋調査士会の発展の為に入会済みの方はこれまで以上のご支援・ご協力を、そしてまだ未入会の方には是非入会して頂き、一致団結して邁進してまいりたいと思っております。

最後になりましたが、皆様方が健康充実した1年を過ごせますように、また充実した仕事を通して、協会を一層盛り立てて頂きます様に心から願い、新年のご挨拶とさせていただきます。

相続土地国庫帰属制度の流れ



【お問い合わせ先】

国庫帰属の承認申請やご相談については、土地の所在地を管轄する法務局・地方法務局(本局)までお問い合わせください。

連絡先は、右側の二次元コードを読み取っていただくか、「法務局 所在地」で検索してください。



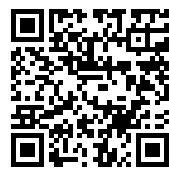
↑ 法務省ホームページ

【法務省からのお知らせ】

令和6年4月1日から**相続登記の申請が義務化**されます！

相続(遺言も含む。)によって不動産を取得した相続人は、その不動産の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

また、相続登記の申請義務を簡易に履行できる相続人申告登記も利用できます。



詳細は、右側の二次元コードから

法務省ホームページ
(PDFファイル)

令和5年2月

相続土地 国庫帰属制度

～相続した土地の管理にお困りの方へ～

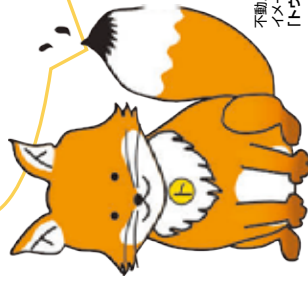


不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

Q1

誰でも申請できるの？



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキョウ」

A 相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば、帰属の承認申請をすることができず。

複数の人で所有している土地（共有地）の場合は、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む所有者（共有者）全員で申請する必要があります。

Q2

どんな土地でも引き取ってくれるの？

A 通常の管理又は処分を行うときに、**過分の費用や労力が必要となる土地は帰属の対象外**となります。

<帰属ができない土地の要件>

- 建物がある土地
- 債務の担保になっている土地（抵当権など）
- 他人が使用する権利が付いている土地（賃借権、地上権、地役権など）
- 他人の使用が予定されている土地（通路、墓地、境内地、ため池など）
- 土壌が汚染されている土地
- 境界（所有権の範囲）が明らかではない土地
- 所有権や土地の範囲について争いがある土地
- 危険な崖がある土地（特別な管理が必要なもののみ）
- 管理の妨げになる工作物、車両、樹木などが地上にある土地
- 管理の妨げになる物が地下に埋まっている土地
- 土地を管理・処分するために、隣の土地の所有者等とのトラブルを解決しなければならぬ土地
- そのほか、通常の管理・処分をするために追加の費用や労力がかかる土地

Q3

手続に費用はかかるの？

A **審査手数料**のほか、承認を受けた場合は10年分の管理費用の額に相当する**負担金**を納付いただく必要があります。

Q4

負担金はいくら？

A **基本は20万円**です。
土地の種目や土地が所在する地域に応じて、面積単位で負担金を算定する場合があります。
詳しくは、法務省ホームページをご確認ください。

Q5

相続放棄との違いは？

A 相続放棄は、被相続人の財産に關するすべての権利義務を相続しないこととする制度です。
これに対して、本制度では、**特定の土地の所有権のみ**を手放して国庫に帰属させることができます。

制度の詳細は
法務省の
ホームページを
ご覧ください。



和歌山地方法務局からのお知らせ

御存じですか？ 相続登記の義務化

令和**6**年**4**月**1**日
から**スタート**！

不動産を取得したことを
知った日から3年以内に
相続登記をしなければなら
ないことになったんだ。



施行日前に開始した
相続についても適用
されるので、早めの
相続登記が肝心だよ！

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

相続登記はお済みですか？

- 今のうちから、相談した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています。
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください。
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください。

🔍 法務省 相続登記 🔍 検索

詳しくは
下の二次元コードを
チェックしてみてね！



相続に関する登記についてのご相談は下記まで
無料相談実施中！

和歌山県司法書士会

相続登記の申請は、司法書士にご相談ください。

TEL.073-422-0568
FAX.073-422-4269

和歌山県土地家屋調査士会

相続登記の義務化に向けて私たちもお手伝いします。

TEL.073-421-1311
FAX.073-436-8101

司法書士総合相談センター

和歌山 田辺 橋本 土曜日は面談も可

TEL.073-422-4272
受付時間／月～金 9：00～17：00
土 13：00～16：00

愛する人のために!! 大切な遺言書を法務局が守ります。

法務局の
自筆証書遺言書
保管制度を
利用しませんか？



遺言書の保管の申請には
手数料3,900円が
かかります。

お気軽に
お問い合わせ
ください。

手続には予約が必要です。詳しくは [法務省 遺言書](#) 検索



各種の相続手続で戸籍の束の代わりに提出が可能に! 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続で、戸籍書類一式の提出の省略が可能となります※。

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。



詳しくは [法務省 法定相続](#) 検索



お電話でのお問い合わせはこちらまで

■和歌山地方法務局 本局 073-422-5131 (代表)

■和歌山地方法務局 橋本支局 0736-32-0206

■和歌山地方法務局 田辺支局 0739-22-0698

■和歌山地方法務局 御坊支局 0738-22-0335

■和歌山地方法務局 新宮支局 0735-22-2757

表彰

(令和5年度)

(敬称略)

会長表彰

吉田 秀幸 (和歌山支部)
金子富貴子 (和歌山支部)
坂口 憲司 (和歌山支部)
池田 活吉 (新宮支部)
山下 義光 (新宮支部)

和歌山地方法務局長表彰

島本 俊幸 (和歌山支部)
山村 定司 (和歌山支部)
中島 章仁 (御坊支部)

近プロ会長表彰

坂上 公明 (有田支部)
植田 耕作 (有田支部)

連合会長表彰

杉本 哲也 (和歌山支部)
木下 彰 (和歌山支部)

管区局長表彰

寺下 能明 (和歌山支部)
中野 浩二 (田辺支部)

法務大臣表彰

柳 眞吾 (和歌山支部)

法の日無料相談会・よろず無料相談会・ ホームページを通じての問い合わせ

総務部長 小 柳 拓 也

令和5年10月3日、法の日事業として和歌山県司法書士会と共催で「法の日無料相談会」が開催されました。今回は和歌山地方法務局協力のもと、和歌山県下全局（和歌山本局・橋本支局・御坊支局・田辺支局・新宮支局）での開催となり、当会からは12名が相談員として参加しました。相談件数は全局で6件でした。

令和5年11月17日、和歌山ビッグ愛1階展示ホールにおいて和歌山県専門士業連絡協議会主催の「よろず無料相談会」が開催されました。士業9団体が一つの会場で相談会を開くことで、関連した案件があれば時間の許す限り様々な分野の相談が可能ということで、平日の午後からではありましたが60数件の相談がありました。弁護士への相談が多数でありましたが、相続登記の義務化が開始されることから司法書士への相談も多くありました。土地家屋調査士へは1名の方が土地合筆の件で相談に来られました。

令和5年2月28日当会ホームページリニューアルに伴い、専用フォームを通じて登記等に関する問い合わせが増加しています。簡易な相談案件は総務部で対応し、業務依頼があれば最寄りの土地家屋調査士を紹介しています。「相続登記に伴い売却等を検討するなかで、土地分筆登記や建物変更登記が必要である」、「不動産を相続する前に境界をきちんと確定させてから代々引き継いでいきたい」、「隣地との境界線を確認して塀を建てたい、建替えたい」等の内容が寄せられており、調査・測量が必要な場面が増え、問い合わせ数も増加すると予想されます。また令和5年4月27日から相続土地国庫帰属制度が始まり、申請に際しての測量等の相談もあります。様々な新制度や法改正に関する情報を収集し、迅速に対応できるよう更なる体制強化が必要だと考えています。

会費の納入は自動引き落としが便利です。

財務部長 松 本 光 弘

定額会費の納入について、若干名の納入忘れが見受けられます。指定口座からの自動引き落としが非常に便利ですので自動引き落としにしていない会員様は、是非とも自動引き落としの手続きをお願いいたします。

自動引き落とし手続きについては事務局への問い合わせをお願いいたします。



令和5年度の業務部の活動

業務部長 澤 本 明 治

新型コロナウイルスも少し落ち着きを見せ始めた中、令和5年8月25日に近畿ブロック協議会業務部会が奈良会で有り参加して参りました。集合形式で行われ各会との情報交換、議論、積極的な意見を聞く事が出来、非常に有意義な会議に参加する事が出来ました。

令和5年10月24日には、感染症対策を行いつつ連合会主催の狭あい道路解消シンポジウムが神戸文化ホールで行われました。オンラインによる動画配信にも対応した開催で、参加対象者も調査士、議員、各地方自治体の長及び職員など全国から沢山の方々の参加がありました。

参加して感じた事は、狭あい道路の解消は防災・減災に直結し国民の安心・安全を守る緊急の課題であり、調査士として狭あい道路解消の必要性を訴え解消までの道筋を示して行く必要性を認識しました。

今後も充実した事業、研修会を行いたいと思いますので御協力の程宜しくお願ひします。



広報部の活動

広報部長 角 光 弘

広報部の活動は、土地家屋調査士という資格を一人でも多くの皆様に知ってもらうことを目的としています。ひと昔前では、情報を発信する方法といえば新聞、テレビ、雑誌、ラジオといったマスメディアを通じて行う方法が一般的でありましたが、今では誰もがインターネットを通じて世界に情報を発信することができます。スマートフォンで撮った写真や動画は、SNSを通じて瞬時に世界に配信することができます。

和歌山県土地家屋調査士会も昨年からの会の活動等を Instagram や Facebook に投稿し、少しでも多くの皆様にいち早く情報を発信しています。

この記事を読んでいる方でまだ、フォローしていない方はすぐに下記の URL、QR コードからフォローをお願いします！

我会のホームページも昨年、大幅なりニューアルを行い多くの皆様方に好評を得ております。

一般向けのホームページの中でも、会員検索の方法が「地図から探す」「地域から探す」「五十音順で探す」といったように検索方法が多岐にわたり非常に便利になっています。

「地図から探す」では、会員の事務所が Google 地図上にピンで表示されており、各地域の事務所が一目でわかるようになっています。これなら、土地勘のない県外の方も安心して検索することができます。

他にも、「無料相談会」の案内や「求人情報」

を掲載するページも設けています。求人募集に困っている方は、一度会へご相談していただき、是非ホームページを利用して求人募集を行ってみてはどうでしょうか。

会員専用のホームページについても京都土地家屋調査士会のご協力により素晴らしいシステムを導入することができ、あらためて感謝申し上げます。

今までは、連合会や事務局等のお知らせはメール配信のみでしたが、このシステムではメール配信に加え、全ての情報がシステムに集約されますので、いつでも、どこでもスマートフォンさえあれば情報を確認することもできます。今まで新しいパソコンを購入するたびに会からの古いパソコンのメールを保存し新しいパソコンへの移行が大変でしたが、今後そのような心配もありません。

各部・委員・理事会、支部等といった専用ページも設けており、所属する委員会・支部のメンバーでのファイルや情報を共有したりすることもできます。また、会が行った活動は、各部・委員会ごとの議事録に掲載することができ全会員に会の活動をより深く知ってもらうこともできます。これらの機能を活用すれば今後役員改選を行った際も、もスムーズに会務等を引継ぐことができます。

まだまだ、色々な可能性を秘めたシステムです。今後は、私たち会員の業務に役立つ情報も掲載していきたくと思いますのでご期待ください。

和歌山県土地家屋調査士会公式 SNS

・ Instagram

https://www.instagram.com/wkym_chosashi/

・ Facebook

<https://www.facebook.com/chosashi.wakayama>



Instagram



Facebook

スポ GOMI 大会への参加

広報部長 角 光 弘

和歌山県が主催しているスポ GOMI 大会に和歌山県土地家屋調査士会として参加してきました。

スポ GOMI 大会とは、チームで力を合わせ、制限時間内に決められたエリア内でごみを拾い、その質（種類）と量をポイントで競い合う、子供から大人まで年齢を問わず参加できる競技です。

ゲームに参加しながら、街がキレイになるといった、まさに一石二鳥の競技！



開催場所 田辺市：扇ヶ浜周辺



開催場所 みなべ町：南部海岸 令和5年9月9日（土）

研 修 部

研修部長 和田 武 志

「役員研修」開催

令和5年9月15日、本会4階会議室にて「役員研修」を開催しました。

昨年から2年連続となりますが、今年度は3部構成で『役員限定(理事会構成員、各委員会構成員)』としました。

第1部は本会寄附講義委員会委員長の片岡聖佳先生を講師として「理事心得と議事法について」と題してご講義いただきました。



各会議の位置づけや、理事の構成等の組織論からはじまり、会議法に則った会議の進め方やルール、「ロバート議事法」の基本等など、理事や委員として必要とされる知識を、ご自身の体験談も交えつつ「時に楽しく時に厳しく」ご指導いただきました。

片岡先生には昨年も講師をお願いし、受講者から「面白い」、「勉強になった」と非常に好評で、今回も昨年同様、楽しく熱のこもったお話しでした。

第2部は本会広報部部長の角光弘先生による「会員専用システムについて」の研修でした。

皆様もご存じのとおり当和歌山会は昨年からホームページを一新し、それに併せてオンラインで運用される『会員専用システム』を導入し、これにより会員の利便性の向上や会務の効率化が図られることになりました。

しかし、私個人もそうですが、システムの知識や理解が全く不足しており、この便利なツールを今ひとつ活用できていない現状を踏まえ、まずは役員レベルの会員に必要な利用法について講義をしていただきました。

第3部では「WEB研修について（セットアップ編）」と題して、研修部よりWEB研修に必要な機材（ノートパソコン、マイク・スピーカー等）の接続方法と初期設定の実演させていただきました。



ZOOM ウェビナーを利用したWEB研修は、コロナウィルスの影響により2年前から運用が始まりました。

開始当初は事前のリハーサルが必須で、当日も何時間も早く集合して最終チェックをしたものですが、研修会の開催も10回を超えた現在では、ベーシックなWEB研修は当日リハーサル1回で開始出来る程にはなりました。

これからは研修部員が誰になっても、また研修会を主催する部会が主体となってWEB研修を運用できるようにすべく、その端緒として今回の研修を企画したのですが、途中でEメール受信の不具合が発生し『お手上げ状態』となりあえなく時間オーバーとなってしまいました。

奇しくも「WEB研修には予期せぬトラブルがつきもの」ということを実証した形となりました。

目指すところは遙か遠くですが、来年以降も企画したいと思います。

追記：本年より『土地家屋調査士として』地域のゴミ拾い等のボランティア活動に参加された場合は1件1ポイントのCPDを付与します。

また市町村や法務局等の無料相談会等に「土地家屋調査士」として相談員となった場合も1件1ポイントのCPDを付与いたします。

いずれの場合も、別紙「参加申告書」に必要事項を記載の上、自己申告していただく必要がありますのでよろしくお願いします。

参 加 申 告 書

_____土地家屋調査士会 御中

下記のとおり研修会等へ参加しましたので、土地家屋調査士CPDポイントの付与を申告します。

記

令和 年 月 日

_____ 印

研修会等の名称	
講師名※1	
参加日時	
開催場所	
添付書類※2	
備考	

※1 講師不在の場合は未記入、講師が複数いる場合は主な講師名ほか●名と記入（日調連太郎ほか2名）

※2 会場で配布されるレジюмеや資料の写しを添付する必要があるため、その名称を記入してください。

境界問題相談センターわかやま

境界問題相談センターわかやま 島 本 俊 幸

会員みなさまにおかれましては、平素より境界問題相談センターわかやまの運営に対し格別のご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

昨年のセンターの運営についてご報告いたします。

令和4年度は5名を運営委員としてまいりましたが、令和5年度より弁護士2名を含め、計7名を委員として運営しています。

昨年の会報で報告いたしました遠隔地調停（ODR）につきましては、現在運営委員会において当センターの規則、規定の改定に向けて協議を重ねているところであり、時間を要しているところであります。

和歌山地方法務局と当境界問題センターが連携、協力の下、平成28年度より開催しています「境界問題無料相談所」は相談件数の増加により一昨年の5月より毎月の実施となり、相談担当者の会員みなさまにはご負担をおかけしているところであります。

最近の相談者の相談内容の傾向として、地籍調査が実施されたことによる隣接者との筆界の問題、筆界未定地についての相談が見受けられます。

今後、会員みなさまには一般の方からの境界問題についての相談等がございましたら、境界問題相談センターを利用して頂くことも考えていただければとお願いするところです。

本年も当センターへのご理解、ご支援をよろしくお願いいたします。

寄附講義委員会

寄附講義委員会 副委員長 仲 谷 雅 弘

令和5年度、和歌山大学寄付特別講義についての報告

平素は、寄付講義委員会の活動にご理解をいただき、ありがとうございます。

令和5年度の和歌山大学寄付講義は関係各位の協力をいただき、例年どおり全15コマの講義を行いました。9月28日(木)には成績が特に優秀者であった下記3名の学生を表彰いたしました。



経済学部経済学科 ビジネスデザインプログラム専攻

3年生 北谷 笑満花(きたたに えみか)さん

経済学部経済学科 グローバル・ビジネス&エコノミープログラム専攻

3年生 大野 維月(おおの いつき)さん

経済学部経済学科 ビジネスデザインプログラム専攻

4年生 加藤 優弥(かとう ゆうや)さん

コロナ感染症の影響が心配されましたが、本年も全日程を対面講義にて行うことができました。対面方式による実施については、昨年と同様に和歌山大学様からも強く要望されておりました。講師担当の皆様には、オンデマンドによる動画視聴方式による作り込み、録音作業の実施により講義内容の追加や説明方法の変更などが必要となっておりましたが、対面講義復活に伴い改めて90分の講義時間内にPC掲示資料のセッティング、学生が提出物に記入する時間などを考慮して講義内容の変更を要した委員も多く、時間内にしっかり内容をまとめるという点に特に神経を使いました。

寄付講義委員会では講師、補助委員として活躍いただける方をお待ちしております。どうぞよろしくおねがいします。

以下、期末レポートの論述式設問より、作成した学生の同意を得た上で優秀と思われるもの一部、紹介いたします。当委員会が担当する「国家基盤づくりに係る土地・家屋の調査」は各講義内で講師が作成し、採点する「出席レポート課題」と、講義日程終了後、学生に問題を持ち帰らせ、期限を定めて提出させる「期末レポート課題」を各々50%の割合で点数化し成績評価を行っています。

本年の期末レポートは穴埋めによる知識問題、地籍調査の立会依頼文書が届いた地権者の立場で当日までに準備すべき事柄を記述させる事例問題、そして論述問題では

災害復興の局面において土地家屋調査士が果たす役割について 600 字以上 1200 字以内という、やや長文の小論文形式で自由に論述させる設問としました。

和歌山大学経済学部では数年前から個別学力試験において現代文、数学などの科目別の出題をやめ、読解や資料解析、文章論述力を重視した「総合問題」1 科目のみの出題に改められましたが、その影響なのか非常に高い論述力を感じる答案も見受けられます。過去の和歌山大学入学試験問題は大学の HP でどなたでも閲覧できます。

設問 (抜粋)

自然災害後の街の復興と土地家屋調査士の活用について、自由に論じなさい。

(600 字以上 1200 字以内)

(優秀答案 A)

土地家屋調査士が自然災害後の復興としてできることはいくつか考えられるが、まず「境界の復元測量」が挙げられる。地震によって土砂崩れが起きたり、地面が割れたりした際に境界標が無くなったり、移動したり、破損したりすることがある。境界標がないと隣地所有者との間で境界紛争などの問題が生じる可能性が出てくる。境界紛争を生じさせないためにも境界の復元は大切な作業である。境界（筆界）確定が行われていない土地や法務局に地積測量図が備え付けられていない土地は復元ができないので注意が必要である。また自然災害が起きた際は家が流されたり、登記済証をなくしたり、境界がわからなくなったりして、今後の見通しがつかず不安を抱える被災者が多くいることが予想される。

そういった時に無料相談所を設置することで、被災者の不安を少しでも取り除くことができると思う。想定外の事態が発生して何をすれば良いか分かっていない被災者にとって、親身になって話を聞いてくれて今の状況を解決するために一緒になって考えてくれる人がいることは、とても心強いことである。

そして震災による倒壊、流失および焼失建物の滅失登記の処理を早期にかつ効率的に行うために、法務局の委託に基づき建物の被災状況を調査し、滅失登記に必要な報告書等を作成する「建物滅失調査」や登記所備付地図が備え付けられている地域において、震災により土地の境界が全く不明となった地域、または不規則に移動した地域の位置及び範囲を特定する「土地の境界等の被災状況実態調査」、震災に伴う地殻変動により土地が不規則に移動した地域において、登記所備付地図を街区の単位で測量を行い、その移動量を確認した上で登記所備付地図を修正する「地図の街区単位修正作業」といった土地家屋調査士の専門性が活かされる業務も自然災害後の復興としてできることである。

一人ひとりの土地家屋調査士の力は小さくても全国各地の土地家屋調査士が協力して被災者の復興支援を行うことで、被災者の力になれることは必ずあると思う。東日本大震災や阪神淡路大震災のような大震災で学んだことを風化させることなく今後に生かしていくことが、土地家屋調査士を含め日本人にとって大切なことであると私は考えている。(923 文字)

(優秀答案 B)

自然災害の街の復興に対して土地家屋調査士は、不動産に関する専門的知見を活用し、不測の災害時における「不動産の表題部登記」「境界紛争の相談」「土地境界の復元測量」「境界紛争の裁判外紛争解決」などについて支援をすることができる。災害が発生すると土地の境界が変動する可能性が多いと考えられる。ゆえに隣接する不動産との境界に関す

る様々な問題が生じることがある。例えば最悪の場合、土地の基礎も境界もなくなってしまうことがある。そのような被災者に対しては「境界問題の相談」という支援活動を行うことが重要である。また災害によって境界標が破損してしまった被災者に対しては「土地境界の復元測量」といった支援を行うことができる。

特に「境界問題の相談」という支援に関しては、境界問題に関する相談などの協力をはじめ、法テラスが実施する無料相談所や法務局または地方法務局が実施する無料相談所、各自治体が実施する無料相談所への土地家屋調査士の派遣などといった様々な機関への専門的なサポートが重要である。

一方で土地の基礎が残っていた場合でも、死傷者の発生によって所有権の移転や相続に関する問題が露呈することがある。ゆえに不動産の所有権や権利関係を正確に登記することは災害時においても重要である。ここでは適切な「不動産への表題部登記」を行うことで不動産の所有者や権利関係が明確になり後の紛争を防ぐことができる。また災害時に境界紛争が発生した場合、裁判所での争いごとが長引くことがある。この場合、調停や仲裁等の手法を用いて当事者間の合意を促進させるなど、専門家の仲介を通じた「境界紛争の裁判外紛争解決」の手法を活用することで、迅速かつ効果的な境界紛争の解決に貢献することができる。(723 文字)

(優秀答案 C)

大規模な自然災害の荒れている街で復興を進める際に多く発生するのが土地問題です。具体的には土地の形が変わってしまって、境界がどこなのかわからなくなってしまった、境界杭が抜けたり、見当たらなかったり、流されてしまったと言った状況が挙げられます。その際、測量や登記に関する資格を持つ土地家屋調査士がトラブルの解決に大きく貢献します。例えば土地の形が変わったり、地殻変動が起こった地域では法務省からの伝達をもとに様々な手段で新しい境界をつくり、地籍や地図を修正、あるいは新規作成することで以前の状態となるべく変わらないように土地情報を更新し、境界標が見つからない場合は経緯や緯度を基に新しい杭を設置します。

これらは自治体の復興事業のみに依存してしまうと膨大な時間がかかってしまう上に境界が定まっていないと都市復興計画等の開始も遅れてしまい、そのまま放置されてしまうと最悪の場合、上下水道の整備すら着手できないというケースもあります。このような時に土地家屋調査士が積極的に活動することで震災の復興スピードを大幅に上げることができます。

また建物被害調査を行うこともあります。あるいは震災の備えとして事前に測量や登記を済ませておくことで復興をスムーズにすることも可能です。これらの点から自然災害後の街で最低限の食料供給やインフラ問題が解決した次の段階で、土地家屋調査士は復旧において非常に重要な存在であると言えます。特別な作業に限らず普通の復旧作業やボランティアに参加するだけでも存在意義は大きいと思うので、土地家屋調査士の有志で対災害派遣チームのようなものを結成するのも面白いと思いました。土地家屋調査士は本業でなくても資格を所持しているだけで、次に何をすべきかを理解し行動できるので、自然災害が多く、特にここ最近では地震が多発している日本において最も実用的で取得すべき資格の一つと私は思います。(796 文字)

以 上です

和歌山支部

和歌山支部長 山下 隆 士

南部小学校への出前講義に参加させていただいて

令和5年10月16日月曜日に寄附講義委員の一人としてみなべ町立南部小学校へ出張講義に参加させていただきました。本当に貴重な体験をさせていただきました。

普段は和歌山大学で寄附講義の1コマを持たせていただけていますが、その際にも土地家屋調査士という資格を知らない青年にどうすれば土地家屋調査士という資格の大切さが伝わるのかを一番にして講義をしていましたが、小学4年生となると中々想像出来ずに当日を迎えました。

当日は快晴で絶好の出張講座日和でした。服部会長にもお越しいただき、片岡寄附講義委員長を筆頭に、西端先生を中心に皆様でさせていただきました。

講座の内容は、最初に小学4年生に向けて地図と災害復旧の講義と測量実習の内容をお伝えいただいた後に、測量実習として手作りの円分度器とメジャーを用いて予め埋設した宝物（ビー玉）を探すということをさせていただきました。小学4年生向けに皆様が立案していただいたものです。私は生徒たちの補助として、班に分かれて宝物探しを始めた生徒たちに作業のやり方を簡単に教えたのですが、生徒たちは作業が進むにつれて自分たちでするようになり、見事ほとんど誤差なく宝物（ビー玉）を見つけ出しました。事前に私たちが予行練習したよりも誤差が極端に無かったことに驚愕しました。生徒たちもとても楽しそうに全員で実習に取り組んでいたことが印象的でした。

この体験を経て、学生に講義と測量体験を通して土地家屋調査士はどういう仕事なのかを伝えることは何よりの広報活動となることを確信しました。今回は小学生でしたが、中学生・高校生と年齢に応じた講義内容で伝えることが出来たらと可能性を感じております。また日頃伝えることのない小学生に「伝える・教える」ことで自分自身の意識の向上とスキルアップにも繋がることを感じました。南海トラフ地震など大規模な災害に向けての土地家屋調査士の在り方、未来を担う子供たちに教えることが出来る素晴らしさを学ばせていただきました。貴重な経験をさせていただきましたこと、感謝致します。有難う御座いました。

紀 北 支 部

紀北支部長 北 脇 一 男

献血活動報告

令和5年11月4日(土)

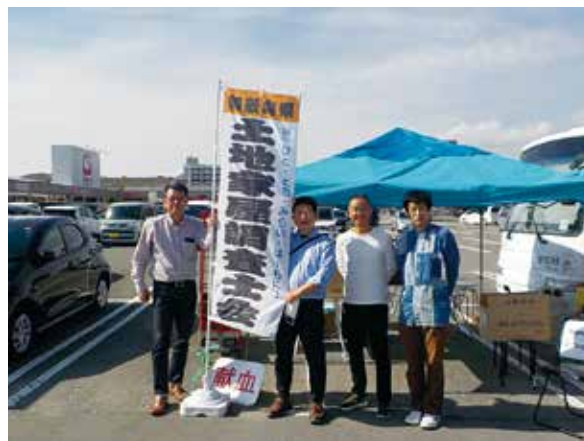
和歌山県赤十字血液センターによる献血活動において、社会貢献及び広報活動として支部員協力のもと献血へのお願いとご協力いただいた方への土地家屋調査士パンフレット等の広報グッズ配布を行いました。

血液センターの方からは慢性的な血液不足のお話を聞かせていただき、調査士会としても一般市民としても、この活動は有意義なものと感じました。



(株)松源 貴志川店(紀の川市)

11月初旬ですが25℃を超える暑い中46名の方にご協力いただきました。



3年ぶりの紀北支部内での開催となりました。
ご協力いただいた支部員の皆様お疲れ様でした。

有 田 支 部

有田支部長 金 丸 充

働き方改革推進のための法務局及び地方法務局における窓口対応時間について

令和5年10月20日付で和歌山県土地家屋調査士会より「働き方改革推進のための法務局及び地方法務局における窓口対応時間の導入について（依頼）」という文書と和歌山地方法務局及び各支局から直接支部長に対し、依頼連絡がある旨のメールが支部長あてに送られてきました。

しばらくして、和歌山地方法務局から私の事務所へ来所したいとの連絡が入りました。

日程の調整を行い、会う日程が決定し法務局の方から改めて上記の「働き方改革推進のための法務局及び地方法務局における窓口対応時間の導入について（依頼）」につきお話を聞かせていただきました。

内容は、法務局の窓口対応時間を午前9時から午後5時までに変更するとのことであり、また、司法書士及び土地家屋調査士については、午後4時から午後5時までの時間帯の窓口利用を控えてほしいとのことでした。

私自身は湯浅町に事務所を置いているため普段からオンライン申請で登記申請し、郵送で書類を送付しており、申請窓口に行くのはそんなに多くないので特段支障はないかと考えました。

ですが、和歌山市内に事務所を置いている先生であれば影響もあるのかなとも思いました。

しかしながら、ある先輩から聞いたところ、古くは開庁時間が3時までだった時代もあると聞き大変驚きました。

当時は紙申請であったため受付の記載や確認やその他いろいろなチェックを手作業で行っていたため3時まで閉めてそれから行っていたためであると伺いました。

そのころに比べると4時までなので良心的ではあるのかなとも思います。

働き方改革でいろんな働き方を見つけられ多くの人が働きやすくなる国になっていけばいいと思うのでこういうのを推進していくのは個人的にはいいと思っています。

法務局の方がわざわざ支部長の事務所まで来て、協力をお願いしてきているのだからできるだけ協力しようと思っています。

多分、私のようにあまりメールを確認しない先生も多いのではないかと考えており、実際に令和6年1月4日から導入され始めた段階で「何それ？」ってなる方もたくさん出てくるのではないかと考えております。

なので、できるだけ周知を図るため今日から会う先生会う先生に伝えていきたいと思います。

皆様もご協力よろしくお願いします。

御 坊 支 部

御坊支部長 金 崎 守 哉

《献血活動》

社会貢献及び広報活動の一環として令和5年10月1日（日）オークワロマンシティ御坊店さんの入口前にて献血活動を実施させていただきました。会員の皆様や献血センターの職員様のおかげで多くの方々に献血のご協力を頂くことができました。

献血活動にご協力頂きました皆様方、会員の皆様方、ありがとうございました。



《法の日の無料相談会》

令和5年10月3日（火）

和歌山地方法務局 御坊支局にて午前と午後の二部制で無料相談を実施させていただきました。

ご協力をいただきました会員様、ありがとうございました。



田 辺 支 部

田辺支部 福 本 和 哉

支部活動 2023

10月1日の「法の日」に併せPR活動として、新聞広告を紀伊民報に掲載し、各事務所で無料相談を受けました。

土地家屋調査士は(土地建物)の(調査・測量)を業とする唯一の法定専門職です。

和歌山県土地家屋調査士会 田辺支部

無料相談をお受けします。
10月2日(月)～6日(金)まで

「お隣との境界が分からない、境界のことで気になる」
「相続や譲与のために土地をどうに分けたい」
「建物の取壊しや変更したがる登記手続が分からない」
「測量や登記の費用は、いくら位かかるの？」
お気軽に、下記最寄りの会員までお問い合わせ下さい。

マシオオノ	森尾新平	宮本良	宮井一好	三倉健嗣	松田悠	松下哲也	福本和哉	濱中宏	西端俊彦	那須敬人	中野浩二	田中弘志	鈴木雅博	鈴木静生	澤本明治	坂本守生	五島幹夫	小林徹	勘代康範	川口周作	桶本文春	岡田治	稲垣和弘	稲垣淳
-------	------	-----	------	------	-----	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	-----

令和5年10月27日(金) 田辺市暴力追放決起集会に参加しました。



新型コロナが5類に分類され落ち着いてきたものの、支部としての集合活動は行うことができませんでした。

今年は少しでも支部の集合活動ができるようにと思っています。

新 宮 支 部

新宮支部長 西 博之

「速玉大社の御船祭」

新宮市の世界遺産・熊野速玉大社例大祭「速玉祭」が10月15、16日に行われ、ハイライトとなる「御船祭」が16日、和歌山、三重県境を流れる熊野川で営まれました。

手漕ぎの木造船で速さを競う早船競争では新宮市内9地区を代表する9隻が熱戦を繰り広げました。

午後4時30分頃、さらしを巻いた若者らが1隻に11人ずつ乗り込み、熊野大橋付近をスタートし、勇

壮な掛け声とともに激しい水しぶきをあげながら一斉にこぎ進め、約1.6km上流にある御船島を3周して大勢の見物客が待ちわびているゴールの熊野河原に着岸しました。

島を周回する際には、船どうしがぶつかりそうになりながら、今年は「春日区」が15分48秒で初優勝しました。

春日区の漕ぎ手たちは、一か月程のきつい練習のおかげで優勝できたことに喜びを噛みしめていました。

また、初優勝に感極まって涙をみせるOBや役員の姿も見られました。

ちなみに、私も若いころ「千穂区」で漕いだ経験がありますが、本番までの夜間練習は本当にきついものでした。

新宮支部の本館尚志君も「明神区」で長い間、漕ぎ手や艫（とも）取りで活躍しまして、今は地区の会長として精一杯、漕ぎ手たちのお世話をしてくれています。

熊野地方では、速玉の例大祭が終わると、これから秋を迎えると言われています。



写真提供：熊野新聞社



写真提供：熊野新聞社

企画実現に向けて

副会長 西端俊彦
寄附講義委員会 委員

土地家屋調査士 2021 年（令和 3 年）4 月号の記事に、出前授業の記事があった。和歌山大学で寄附講義を実施していることもあって興味を惹かれる記事であった。

ここ何年か和歌山大学以外のところで寄附講義を実施できないのか？もっと多くの子供達に地図についての事や不動産についての事を知ってもらい、土地家屋調査士と言う職業も知ってもらいたいと思うようになっていた。

受験者数が減少しているとか、会員数が減っているとかという事が影響しているのかもしれない。記事を読んでみると各単会で多くの取り組みがなされていることに驚かされた。実施されている学校は、小学校か土木建築系の高等学校が圧倒的に多い。やはり測量関係の授業内容が多く、意外に法学的な授業内容は少ない。実務的な体験を考えると測量授業が良いのかもしれないと思った。

早速、寄附講義委員会のメンバーに出前授業を実施してみないかと打診する。予想通り、皆さん大賛成だった。

委員会の講師メンバーが増えたこと、平成 27 年から寄附講義を継続している経験もあって、出前授業を実施できるだけの自信もできたのだと思われた。しかしながら、どの様にして学校からのオファーを取り付けるのか全く分からなかった。私事ではあるが、PTA 役員として子供が幼稚園、小学校、中学校の間、さらに学校運営協議会メンバーとして平成 15 年から現在まで学校運営や教育現場に携わっていた。そのため、地元教育長や教育委員会はよく知っていた。このルートから、和歌山県教育委員会に連絡を取ってもらい、県の教育長に会う機会を頂く。そこで、提案書を提示する。これが令和 3 年 9 月の事である。

県教育長も、地元教育長も実務体験的な授業であり無償で行う事、職業選択の一つになる事、社会生活において重要な事柄であること等を理解して頂き、前向きに検討するという言葉は頂きましたが、ちょうどコロナ禍で教育現場が非常事態の状況から、実際のオファーはもらえていなかった。

そこで、具体的な企画書を作成し日高郡内の近隣小学校や中学校で実施できるように地元教育長に再度打診することにした。これが令和 4 年 4 月である。

当時の小学校の校長、中学校の校長にも説明し提案したが、前年度同様にコロナ禍という事から企画を実施することは困難との見方が多く、コロナ対策に追われる教育現場に余裕がなかったように思われた。ただ、令和 4 年度の終わりの時点で小学校の校長が退任されることを知り、出前講座の授業を次期校長にお願いすることを約束し、新年度を迎える。

令和 5 年度になり小学校の校長も変わったタイミングでもう一度企画を提案する。新校長も新たな取り組みで子供達の将来に向けた職業選択の一つになり体験学習にもなるとの考えから、職員会議に取り上げ、4 年生の先生が総合学習（防災学習）の一環として取り入れたいとの申出にこぎつけた。令和 5 年 6 月の話である。

4 年生の児童数は 43 名、担当先生が 2 名、小学 4 年生と言えば 1 / 2 成人と言われる 10 歳である。自分たちが小学生の当時は、1 クラス 40 名で 4 学級あったことを思うとずいぶん少なくなったものだと寂しく思われた。

さて、実際の授業をどのようにするべきか、和歌山大学の寄付講義委員会に相談を持ちかけた。いろんな意見が出され、私が考えていた授業内容（講義中心）では小学四年生に対しては難しすぎるとの意見が大半で、一から作り直しとなった。ただ、大勢になると良い意見も出るもので、

測量体験的な授業が面白いのではないかと言われた。なるほどである。

大阪のある支部で小学校への出前授業を行った際に、平板測量の要領で測量体験をしたという意見を元に、分度器とメジャーを使い復元測量で宝物を探し出すという企画を考えた。具体的な企画立案、道具の作成、必要人数の把握と時間割、リハーサル of 段取り、当日の班分けと担当者の役割、運動場の使用許可、広報関係の取材申し込み・・・なんと作業の多いこと。商工会等でイベント企画はたくさんやってきたつもりですが、県内の調査士メンバーとなると毎日集まって作業と言うわけにはいかず、結構な労力と時間を費やすことになったが、企画立案、リハーサル等一人でできるものではなく、寄附講義のメンバー及び協力して頂いた会員に本当に感謝である。

天気予報と毎日にらめっこ、イベント企画を行った方はわかってもらえると思うが、天候が一番気になるのだ。一応、雨の日企画も考えた。

そして当日、快晴である。午後からの授業なので午前中準備と事前のリハーサルを実施し、メンバーは作業内容を把握する。

授業開始、講義が始まる。児童たちは、調査士の講義を真剣に聞いてくれる。講義が終わって運動場での測量体験に移る。測量班から簡単な説明を聞いて、児童たちは復元測量を始める。予想以上に子供たちは楽しそうで、補助する私たち調査士も意外に楽しい。宝物を見つけて、子供たちはその宝物の位置に並ぶ。ドローンを使い上空から児童たちを撮影すると、文字になっているのだ。

最後に、児童と先生からお礼を言われたが、こちらこそ、ありがとうである。そして、2名の児童が将来土地家屋調査士になりたいと言ってくれた。20年後ぐらいに、2名の土地家屋調査士が増える事を確信し、終了となった。参加協力頂いた皆様、南部小学校の皆様、ご苦勞様でした。貴重な体験を、本当にありがとうございました。



事務所移動

谷口 武大（新宮支部）令和5年2月1日変更

〒649-3510 東牟婁郡串本町サンゴ台 1060 番地 109

電話 0735-67-7000

FAX 0735-67-7000

山下 隆士（和歌山支部）令和5年3月24日変更

〒641-0011 和歌山市三葛 87 番地 12

電話 073-460-5955

FAX 073-499-6852

相原 斉樹（御坊支部）令和5年4月14日変更

〒649-1111 日高郡由良町大字里 281 番地の1 103号

電話 0738-35-2017

FAX 0738-35-2025

千賀 晃（和歌山支部）令和5年12月2日変更

〒640-8145 和歌山市岡山東 23 番地

電話 073-432-3518

FAX 073-432-2460

千賀 隆平（和歌山支部）令和5年12月2日変更

〒640-8145 和歌山市岡山東 23 番地

電話 073-432-3518

FAX 073-432-2460

新入会員紹介

新宮支部



中 本 道 雄

令和4年12月12日入会

(事務所)
〒647-0033
新宮市清水元1丁目4番15号
電話 0735-21-2971
FAX 0735-28-3211

はじめまして。昨年12月に入会が認められ、新宮支部に所属させていただき運びとなりました中本道雄と申します。

令和4年2月に念願の調査士試験に合格し、それまでお世話になった測量会社を退職して、土地家屋調査士として頑張っていこうと決意しこの世界に飛び込みました。

正直、補助者経験のない私が調査士としてやっていけるのか？と迷い躊躇したのですが、踏み出さなければ何も始まらないと自分に言い聞かせ、思い切って挑戦することにしました。

何分、未熟で経験が浅いので、至らぬ点多々あると思いますが、土地家屋調査士の使命と職責を忘れることなく、諸先輩を見習いこれからより一層研鑽を積んでまいります。

今後におきましては皆様方の御指導を仰ぐばかりだと存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

和歌山支部



榎 谷 行 彦

令和5年1月20日入会

(事務所)
〒641-0024
和歌山市和歌浦西2丁目1番17号
電話 073-488-1955
FAX 073-488-1966

平成28年度に資格を取得し、土地家屋調査士事務所での補助者を経て令和5年1月に入会させて頂きました。前職は全く関係のない他業種でしたが、司法書士の叔父より土地家屋調査士の事を教えていただき独自で調べていく中で魅力を感じました。

資格取得後、土地家屋調査士事務所で様々な実務を経験させていただきましたが、自分が土地家屋調査士として実務をこなしていくにはまだまだ相当な努力が必要であると感じています。諸先輩方に追いつけるように精進していきますのでご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

田辺支部



鈴木 雅 博

令和5年5月1日入会

(事務所)
〒646-0023
田辺市文里2丁目32-1
電話 0739-34-2763
FAX 0739-34-2763

こんにちは。令和5年5月に登録されました鈴木雅博と申します。
業務に関して不慣れな点が多いため、諸先輩方の力をお借りしながら業務に邁進していきたいと思っております。
どうぞよろしくお願いいたします。

有田支部



吉 野 弘 敏

令和5年6月20日入会

(事務所)
〒643-0153
有田郡有田川町大字中井原46番地3
電話 0737-32-3405
FAX 0737-32-4100

令和5年6月20日付で登録いたしました有田支部の吉野弘敏と申します。
昭和53年生まれの45歳でございます。
趣味は音楽鑑賞で、J-POP・J-ROCKをよく聞いております。
父の事務所と植田事務所に勤務しておりましたので、ある程度の実務経験はありますが、まだまだ分からないこともありますので、先輩方のご指導を賜りながら業務に精進してまいりたいと思っております。
どうぞよろしくお願いいたします。

原稿大募集 !!

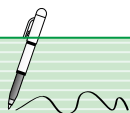
- ☆ 会員、読者からの投稿を募ります
(会員以外も歓迎)
- ☆ 直接、業務、会務に関しない事でも歓迎します
- ☆ 最終的な採否は広報部にお任せ下さい
- ☆ 原稿は返却しませんので控えをおとり下さい
- ☆ メール、FAX、郵便、持参
どんな方法でも結構です

広報部

当会ホームページもぜひご覧ください。

<http://chosashi-wakayama.jp/>





編集後記

皆様、新年あけましておめでとうございます。広報部長を担当させていただきます角と申します。

この度、会報 木の国わかやま 80 号をお読みいただきありがとうございます。

広報部では土地家屋調査士の活動を多くの方に知ってもらうため、Instagram や Facebook といった SNS などを通じて情報を発信しています。

また、昨年はホームページをリニューアルし一般の方にも利用しやすい環境を整えることができました。今後は動画等の配信も取り入れていきたいなとも考えています。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

(広報部長：角 光弘)

会報 木の国わかやま 第80号

発行日 令和6年1月

発行所 和歌山県土地家屋調査士会

☎ 640-8144

和歌山市四番丁7番地

TEL (073) 421-1311

FAX (073) 436-8101

発行者 会長 服部 正

印刷 白光印刷株式会社

TEL (073) 446-8880

FAX (073) 446-8881

測量機器総合保険

(動産総合保険)

のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有・管理する測量機器(製品No.のある機器に限る)について

業務使用中、携行中、保管中等の

特徴1

偶然な事故による損害に対し、
保険金をお支払いします。

例えば

1

測量中誤って
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、
自宅等に保管中に
盗難にあった。



等

2023年度より縮小支払割合90%、免責15万円を廃止し、補償を拡大!

特徴2

個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の保険料

測量機器総合保険(本制度):34,780円

動産総合保険(個別加入):64,800円

約47%
割安

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。詳細はパンフレット等をご覧ください。

ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2023年4月1日午後4時から2024年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10

土地家屋調査士会館6F

TEL 03(5282)5166

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03(3259)6692

法律に定められた不動産登記に必要な土地・建物の調査・測量
及び表示登記申請業務は「土地家屋調査士」が行います。

土地家屋調査士の業務内容

【土地関係】

土地の調査・測量
分筆の登記
地積更正の登記
合筆の登記
表示の登記
地目変更の登記
地図訂正の申出等

.....

【建物関係】

建物の調査・測量
新築（表示）の登記
増築の登記
取りこわし（滅失）の登記
種類変更の登記
分割、合併の登記
区分建物、建物区分の登記等

★詳細は和歌山県土地家屋調査士会事務局でお聞き下さい。

住 所 和歌山市四番丁7番地

電 話 073-421-1311

F A X 073-436-8101

E-mail info@chosashi-wakayama.jp

U R L <http://chosashi-wakayama.jp/>